**三重県交通安全条例および全子連自転車保険について**

　令和3年に「三重県交通安全条例」が制定されました。

　その内容は、自動車等運転者の責務として歩行者の優先（横断者優先）や、歩行者の責務として歩きスマホによる他者への被害を防ぐ責務などが定められました。

　そして令和3年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入義務化が施行されました。

　自転車損害賠償責任保険は親御さんが加入している自動車保険の家族特約や生命保険・傷害保険の特約として加入する或いは既に加入していることが多いかと思われます。

　しかし未だそのような賠償責任保険に加入しておらずに自転車を運転することは条例違反となってしまいますので、色々とある自転車賠償責任保険の一つとして、全国子ども会連合会が取り扱う自転車保険への加入をぜひともご検討ください。

　なお、三重県交通安全条例および全国子ども会連合会取り扱いの自転車保険について詳しくはそれぞれのホームページにてご確認ください。

三重県交通安全条例（自転車損害賠償責任保険関係）ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/ANZEN/HP/m0053500118.htm



全国子ども会連合会自転車保険ホームページ

　https://www.kodomo-kai.or.jp/cycle-insurance-2/